

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学と財団法人大分県文化スポーツ振興財団との友好交流に関する協定書

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」という。）と財団法人大分県文化スポーツ振興財団（以下「乙」という。）は、舞台芸術の振興等を図ることを目的として、相互の友好的な交流を推進するために、以下のとおり協定を締結する。

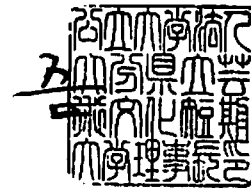
- 1 甲は、甲の教育目的である「芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与すること」に基づき、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成することを目指し、乙との交流事業を実施する。
- 2 乙は、乙が管理するホールと乙が培ってきた舞台芸術等の運営に関する知識を最大限に活用する方法を模索し、もって県内の芸術文化の持続的な発展につなげるため、甲との交流事業を実施する。
- 3 甲及び乙は、交流事業が大学と公立文化施設との交流のモデルとなるよう高い志を持って取り組む。
- 4 甲は、乙が行う芸術文化活動に積極的に参加し、協力するとともに、乙に対し学術的及び芸術的視点から、人間性豊かな人材づくりに関する各種の情報提供及び助言を行う。
- 5 交流事業の具体的な内容については、甲乙双方が別途協議して定める。

この協定の成立を証するために、協定書 3 通を作成し、各代表者が署名及び押印のうえ、各 1 通を所持する。

平成 21 年 3 月 16 日

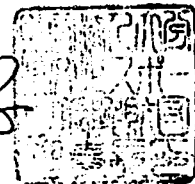
（甲）公立大学法人大分県立芸術文化短期大学理事長

中山 欽吾



（乙）財団法人大分県文化スポーツ振興財団理事長

立花 見子



（立会人）大分県知事

広瀬 勝家

